



## 第5回レセプト講座へのご質問→変更

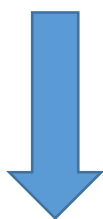
ご質問5.27版でお問合せ頂きました在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料ですが、新たに厚生労働省保険局医療課より平成28年6月14日付で変更の事務連絡が出されました。ご注意ください。

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は居宅療養管理指導を算定している場合も算定可能でしょうか？という質問に対する回答です。

### 【回答】

算定できません。在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は介護保険との給付調整に該当するため、**介護保険算定患者または居宅の要介護認定者には算定できない旨**、厚生労働省より通知が出ました(平成28年3月25日保医発0325第8号)。

注意点は、居宅療養管理指導を算定している患者だけではなく、**要介護認定を受けている患者にも算定できない(居宅療養管理指導を算定していない場合でも)**ということです。



上記が変更となっています！同月でなければ要介護認定者でも在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定が可能となっています。

### 変更後

#### 【医療と介護の給付調整】

(問) 在宅で療養を行っている通院困難な患者であって、口腔疾患及び摂食機能障害を有するものに対して、歯周基本治療又は摂食機能障害に対する指導管理等が必要な場合は、介護保険の給付を受けている場合であっても区分番号「C001-5」在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定できると考えてよいか。

(答) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料で行われる指導管理等の範囲は、療養上必要な計画的かつ継続的な歯科医学的管理に加え、歯周基本治療に対する処置又は摂食機能障害に対する訓練指導等を含むものであることから、**介護報酬の居宅療養管理指導費(歯科医師の場合)又は介護予防居宅療養管理指導費(歯科医師の場合)が算定可能な患者についても、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定することは差し支えない。**(居宅療養管理指導費(歯科医師の場合)又は介護予防居宅療養管理指導費(歯科医師の場合)を算定していない月に限る。)